

令和2年度
第2回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：令和2年9月25日（金）資料発出

場所：文書開催

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

目 次

1 報告事項について

項目	資料No.	頁数
(1) いわき市地域自立支援協議会の概要について	資料 1	1 頁
(2) 令和元年度及び令和2年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取組み等について	—	—
ア 自立支援協議会における協議事項について	資料 2	5 頁
イ 基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターについて	資料 3	7 頁
ウ 令和2年度運営会議の取組みについて	資料 4	13 頁
エ 「地域移行支援部会」の令和元年度評価、令和2年度取組みについて	資料 5-1	15 頁
オ 「地域生活支援部会」の令和元年度評価、令和2年度取組みについて	資料 5-2	17 頁
カ 「児童・療育支援部会」の令和元年度評価、令和2年度取組みについて	資料 5-3	19 頁
キ 「就労支援部会」の令和元年度評価、令和2年度取組みについて	資料 5-4	21 頁
ク 「強度行動障がいのある人の地域生活支援検討チーム」の令和元年度評価、令和2年度取組みについて	資料 5-5	23 頁
ケ 「当事者部会準備会」の令和2年度取組みについて	資料 5-6	27 頁
コ 令和元年度地域会議事業評価と令和2年度内容(案)について	資料 6-1 資料 6-2	29 頁
(3) 令和元年度障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について	資料 7	35 頁
(4) 障がい者等支援の視点からの災害対応についての提言書について	資料 8	39 頁
(5) 地域自立支援協議の構成等の検討について	資料 9	47 頁
(6) 第4次いわき市障がい者計画等の実施状況について	—	—
ア 第4次いわき市障がい者計画(後期)の実施状況について	資料10	49 頁
イ 第5期いわき市障がい福祉計画の成果目標に係る実績等について	資料10	51 頁
ウ 第1期いわき市障害児福祉計画の成果目標に係る実績等について	資料10	54 頁

※ 協議事項については別冊3及び別冊4を御覧ください。

いわき市地域自立支援協議会の概要について

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

2 目的（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項）

関係機関が相互の連携を図ることで、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターで構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 4 つの専門部会（地域移行、地域生活、児童・療育、就労）を設置。
- ・ 各部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 各部会の事務局は、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター及び障がい福祉課が担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

令和元年度 いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について

区分		主な協議事項等 (実績)
第1回	R1.7.2	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織及び運営について 令和元年度における地域自立支援協議会の取り組みについて（全体会議、運営会議、専門部会 等） 地域生活支援体制強化事業の検討（案）について 第5次いわき市障がい者計画等の策定作業の概要について
第2回	R1.10.3	<ul style="list-style-type: none"> 第4次市障がい者計画等の平成30年度実績について 障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について 地域生活支援体制強化事業について 第5次いわき市障がい者計画等の策定について いわき市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第3回	R2.1.28	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度社会福祉施設等施設整備の選定結果について 令和2年度からの障がい福祉制度等について 【中間報告】令和元年度における地域自立支援協議会の取り組みについて（全体会議、運営会議、各専門部会 等） 地域生活支援体制強化事業について 第5次いわき市障がい者計画等の策定について
第4回	3月中旬	<p>コロナウイルス感染症対策のため中止 (資料送付)</p>

※ 協議事項については、上記以外に国における制度改正に伴い見直しが必要となるものなど、個別案件について協議を行うものとする。

令和2年度 いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について

区分		主な協議事項等 (予 定)
第 1 回	R2.5.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会からの提言について (文書開催)
第 2 回	9月下旬 (本会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次市障がい者計画等の令和元年度実績について ・ 障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について ・ 第5次いわき市障がい者計画等の策定作業について
第 3 回	12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【中間報告】 令和2年度における地域自立支援協議会の取り組みについて (全体会議、運営会議、各専門部会 等) ・ 第5次いわき市障がい者計画等の策定について ・ 地域自立支援協議会からの提言後WGの報告について ・ 災害時の法人・施設間連携について ・ 令和3年度自立支援協議会全体会・部会の在り方について
第 4 回	3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度運営会議及び各専門部会の取り組み結果について ・ 第5次いわき市障がい者計画等の策定 (報告) について ・ 令和3年度いわき市地域自立支援協議会の体制 (案) について

※ 協議事項については、上記以外に国における制度改正に伴い見直しが必要となるものなど、個別案件について協議を行うものとする。

基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターについて

1 相談支援体制

- (1) 市内に基幹相談支援センター(1か所)、障がい者相談支援センター(5か所)を設置

機関名	担当地域	設置場所	配置数 (人)
いわき基幹 相談支援センター	—	本庁 (障がい福祉課内)	2
いわき障がい者 相談支援センター	北部地域 (平、四倉、久之浜・ 大久、小川、川前)	本庁 (平地域包括支援センター内)	4
	小名浜地域	小名浜支所 北分庁舎 (小名浜地域包括支援センター内)	2
	勿来・田人地域	勿来支所 (勿来・田人地域包括支援センター内)	1
	常磐・遠野地域	常磐支所 (常磐・遠野地域包括支援センター内)	1
	内郷・好間・三和地域	総合保健福祉センター (内郷・好間・三和地域包括支援センター内)	1

- (2) 主な業務内容

区分	主な業務
いわき基幹 相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談・専門相談 ○地域の相談支援体制の強化の取組 ○地域移行や地域定着の促進の取組 ○市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化
いわき障がい者 相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ○社会資源を活用するための支援(各種支援に係る助言等) ○社会生活力を高めるための支援 ○権利擁護のために必要な援助 ○専門機関の紹介

2 令和元年度の取組み

「令和元年度実績報告」のとおり。

いわき市相談支援等事業に係る実績報告書 (基幹相談支援センター事業)

① 総合的及び専門的な相談支援体制の強化に係る取組結果について

計画相談、障がい者相談支援センター他から依頼があった個別ケースへ参画した。主な動きは以下の通り。

- ・地域課題である強度行動障がいのある方の地域生活支援に関する支援の検討を行った。また個別の支援会議に参加し、ニーズや支援の見立て等を整理した。
- ・医療的ケアが必要な方の支援を強化する動きで、医ケア cafe の開催に尽力した（主体は児童・療育支援部会 医ケア PT）。また・県をまたいだケースの相談・調整を行った。
- ・虐待が疑われるケース対応に際し、地区センター、権利擁護センターと連携。マニュアルが機能しないことを確認し、関係機関に報告した。
- ・令和元年東日本台風の被災を受け、地域生活者を中心に状況把握、支援を行った。さらに相談支援ネットワークや協議会で課題を整理し、対応案等を各所へ報告した。

② 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組について

・相談支援事業所検討会は障がい福祉課との連携により具体的な協議を行ったが、事業所増の成果が出せていない。フォローアップ研修は台風・コロナの影響で実施できなかった。次年度早期の実施が求められる。

・相談支援事業所からの個別の相談に対する助言、支援会議への参加などにより OJT を実施した。しかし件数としては少なく、さらにアウトリーチが必要と考える。

・相談支援ネットワークを毎月開催することで顔の見える関係作りができたが、参加者が小人数で固定化している状況もある。

・障がい者相談支援センターが開催した地域会議（ネットワーク会議）や地域生活支援部会を中心に整備した各種事業所連絡会に参画。体制強化に向け関係づくりを行った。

・県が開催する相談支援従事者に関する研修（養成研修、現任研修、主任研修）、医ケアコーディネーター研修等に講師として参画することで、地域の人材育成にも貢献した。

③ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組について

・主に地域移行支援部会や地域生活支援部会の動きを通して、地域移行や地域定着促進に取り組んだ。今年度は支援ケースを具体化し、進捗確認を行った。しかし、地域移行促進の動きや地域の受け皿づくりには至っていない。

・住まいの場について地域生活支援部会の動きの中で新たに不動産団体や住まい政策課とつながる機会を設けることができた。

・精神科病院からの地域移行は、地域移行支援事業所（指定一般相談支援事業）の実働がなく、地区センターや委託相談も地域移行支援の経験があまりないことから、地域移行支援部会でモデルケースを選定し、既存の相談支援機関（精神科相談員・地区セン・障がい者相談支援センター）によるチーム支援に取り組むことで、支援者に対する地域移行の促進理解と連携強化を行った。

・障害児入所施設からの移行支援は、ケースの進捗確認会議や、強度行動障がいへの検討チーム、個別支援ケースの後方支援を行ったが、チーム支援体制の構築には至っていない。

④ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化について

- ・事務局として運営会議、各専門部会の運営に携わり、各種課題解決に向けた整理を行った。特に地域生活支援体制強化、強度行動障がいある方の地域生活支援検討、当事者部会準備会、台風被災を受けての提言等、障がい福祉課と共に協議・取りまとめを実施した。
- ・地域生活支援部会の動きの中で関係事業所連絡会の立ち上げ、運営に協力した。
- ・各種計画の進捗確認は行えていない。

⑤ その他の取組等について

相談支援業務及び専門性の平準化・質の向上を目的に、基幹センターが舵取り役となって、障がい者相談支援センターと共に総合相談マニュアルを作成し、チームカンファレンスを実施することができた。

◆令和元年度 障害者相談支援センターの実績報告

1 利用者数及び障がい種別ごと（重複障がいの場合は各障がいごとにカウント）

センター名		合計		センター名		合計	
		18歳未満	18歳以上			18歳未満	18歳以上
北部地域	身障	33	100	常磐・遠野地域	身障	6	74
	重症心身	4	10		重症心身		
	知的	66	218		知的	22	117
	精神	42	316		精神		193
	発達	84	84		発達	28	5
	高次	17	5		高次		1
	他	11	25		他		
	計	257	758		計	56	390
小名浜地域	身障	27	73	内郷・好間・三和地域	身障	1	38
	重症心身				重症心身		
	知的	85	156		知的	21	115
	精神	9	198		精神		122
	発達	94	25		発達	11	36
	高次	1	9		高次		
	他	20	12		他		35
	計	236	473		計	33	346
勿来・田人地域	身障	2	44	合計	身障	69	329
	重症心身	1	2		重症心身	5	12
	知的	46	160		知的	240	766
	精神	1	207		精神	52	1,036
	発達	11	13		発達	228	163
	高次				高次	18	15
	他		26		他	31	98
	計	61	452		計	643	2,419
						3,062	

2 支援方法

事業所名	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
北部地域	372	277	265	1,500	36	77	517	38	3,082
小名浜地域	220	201	125	1,949	26	35	856	39	3,451
勿来・田人地域	241	149	83	1,006	3	44	515	26	2,067
常磐・遠野地域	189	131	67	354	3	37	934	9	1,724
内郷・好間・三和地域	63	30	109	233	7	33	757	1	1,233
									0
									0
合計	1,085	788	649	5,042	75	226	3,579	113	11,557

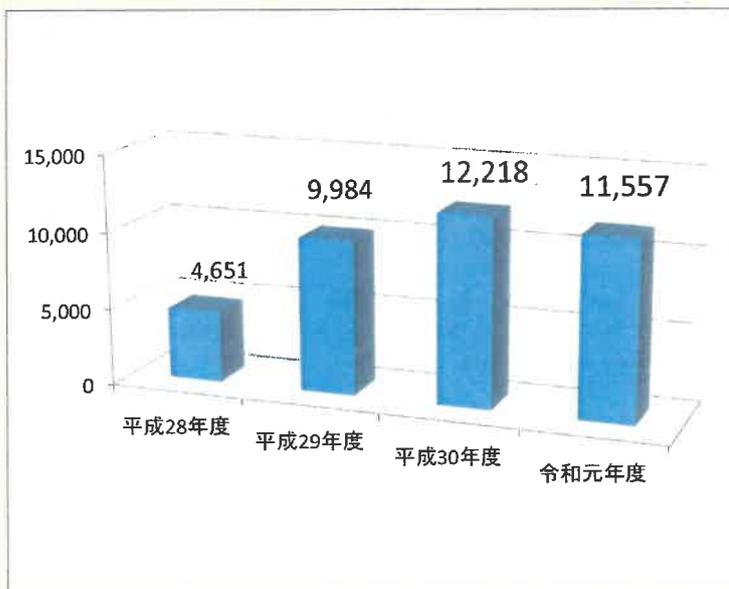
3 支援内容

事業所名	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
北部地域	1,430	574	653	1,033	187	451	417	443	318
小名浜地域	1,633	112	359	428	58	78	112	104	78
勿来・田人地域	795	167	139	222	15	52	115	57	103
常磐・遠野地域	678	8	178	13	21	124	179	94	102
内郷・好間・三和地域	792	67	76	53	9	72	42	40	34
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,328	928	1,405	1,749	290	777	865	738	635
	(35.9)	(6.2)	(9.5)	(11.8)	(2.0)	(5.2)	(5.8)	(5.0)	(4.3)

事業所名	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
北部地域	215	69	611	6,401
小名浜地域	7	73	409	3,451
勿来・田人地域	49	196	161	2,071
常磐・遠野地域	11	14	275	1,697
内郷・好間・三和地域	14	16	18	1,233
	0	0	0	0
	0	0	0	0
合計	296	368	1,474	14,853
	(2.0)	(2.5)	(9.9)	

(参考) 支援方法種別の支援件数の過去4年の推移

(単位:件)



令和 2 年度運営会議の取り組みについて

部会等名	運営会議
担当者	いわき基幹相談支援センター 時實 祐志、浄土 洋輔 障がい福祉課 加茂 雄一
<p>1 運営の目的</p> <p>障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、次の内容等を行い、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全体会への地域課題提起、施策の提言 (2) 地域課題の整理 (3) 各専門部会等の取り組みの進行管理 <p>2 具体的な業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障がい者相談支援センター等の困難事例から地域課題の整理 (2) 課題について検討する場の設定、必要に応じ専門部会への捌き (3) 専門部会等で協議検討された課題解決のための手立てや施策等を全体会へ報告・提言 (4) 全体会からの意見を各専門部会での取り組みに反映 <p>3 開催予定</p> <p>原則として、毎月第 2 金曜日に開催する。</p>	

令和元年度 地域移行支援部会 年間評価 (令和2年3月末現在)

部会名	地域移行支援部会	
目的	年間評価	
障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着を促進するために、次の内容について協議・検討を行う。 (1) 必要な施策等の検討 (2) 情報の共有 (利用できる制度や対象者のニーズなど) (3) 関係機関等のネットワーク (協力体制) の強化・円滑化	精神科病院からの地域移行支援促進の為の啓発企画の立案、ワーキンググループや進捗確認会議の開催による精神科病院や障害児入所施設からの地域移行におけるチーム支援の具体化、情報共有やネットワークの強化が進んだ。 今後は、啓発企画の具体化、各チーム支援の質の向上、精神科病院や障害児入所施設からの地域移行支援を進める中で得たものを障害者支援施設からの地域移行支援にも生かしていくことが求められる。	
協議課題等	進捗状況	
(1) 精神科病院からの地域移行支援の促進	「地域移行ワーキンググループ」を発足させ、7月にモデルケースを6件選定。8月頃から精神科病院PSW、地区保健福祉センター及び障がい者相談支援センターによるチーム支援を開始。12月に進捗確認会議を実施。次年度は、モデルケースから見出された課題を部会に上げ、地域包括ケアシステムの構築にも反映していく。	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議	第1回部会にて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の手引き」を基に意見交換をし、個別ケースから見出された地域課題を基に地域包括ケアシステムの構築に繋げていくことが大切であることを確認。今後も、第5期いわき市障害福祉計画の成果目標である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議の場」としての機能を果たしていく。	
(3) 障害児入所施設退所後の本人の生活を見据えた早期からのチーム支援体制の構築	チーム支援体制を構築するため、前年度に作成した「障害児入所施設の援護の実施者 (県→市町村) 移行と連携図 (フロー図)」に基づきチーム支援の進捗状況を確認する「進捗確認会議」を発足し、3回開催した。チーム支援体制の意識づけ (支援方針をチームで立て共有し支援にあたる等) や、チーム支援をするにあたりフロー図とチェックリストの有効性を確認した。次年度も継続開催予定。	
(4) 地域移行に対する啓発	1月の第3回部会にて、精神科病院からの地域移行促進のための啓発対象者を「支援者」とすることを決定。2月に企画会議を実施し、啓発企画案を作成した。次年度、啓発の実施予定。	

※下線部分が前回 (令和2年2月末時点) からの変更箇所です。

令和2年度地域移行支援部会の取り組みについて

部会名	地域移行支援部会
1 部会の目的	
<p>障害者支援施設や精神科病院及び障害児入所施設に入所及び入院している方々の地域移行・地域定着を促進するために、次の内容について協議・検討を行う。</p>	
<p>(1) 必要な施策等の検討 (2) 情報の共有（利用できる制度や対象者のニーズ等） (3) 関係機関等のネットワークや協力体制の強化・円滑化</p>	
2 運営体制（下部組織等）	
<p>(1) 部会</p>	
<p>・ 構成員 (以下の職種や関係機関の代表者で構成) 精神保健福祉士、精神科病院看護師、訪問看護ステーション、障がい者支援施設、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、保健所地域保健課、障がい者相談支援センター、障がい福祉課、地域移行支援事業者等</p>	
<p>・ 内 容 下記3、の課題等について協議。</p>	
<p>(2) 精神科病院からの地域移行支援ワーキンググループ（WG）</p>	
<p>・ 構成員 各精神科病院精神保健福祉士等、各地区保健福祉センター健康係、障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター、保健所地域保健課、障がい福祉課 等</p>	
<p>・ 内 容 医療、福祉、行政が連携し、チーム支援を行うことによって、地域移行を促進することを目的とする。</p>	
<p>(3) 障害児入所施設からの移行ケース進捗会議</p>	
<p>・ 構成員 浜児童相談所、保健所地域保健課、各地区保健福祉センター福祉介護科会、障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター、障がい福祉課、サービス提供事業所</p>	
<p>・ 内容 個別ケースに対し関係者でのチームを構築し支援を行うことを目的とする。</p>	
3 協議課題等	
<p>(1) 障がい者支援施設からの地域移行の促進について</p>	
<p>・ いわき市の福祉計画における入所施設からの地域移行の目標数値の設定と実現に向けた方策の提案。 ※施策提言に向けて9月までに数と方策を整理する。</p>	
<p>(2) 精神科病院からの地域移行支援の促進について</p>	
<p>・ 前年度のワーキングの評価を行う。地域移行を進めるための手立ての共有、支援に苦慮しているケースに対するアイデア出しを行う事で参加者の業務負担の軽減、スキルアップを図る場とする。</p>	
<p>(3) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議について</p>	
<p>・ 市で推進する地域包括ケアにおける障がいを持つ方の位置づけを確認すると共に、個人にとって必要な配慮や勘案事項について協働して考えられるような仕掛けづくりを行う。</p>	

令和元年度 地域生活支援部会 年間評価 (令和2年3月末現在)

部会名	地域生活支援部会	
部会の目的	全体的な評価	
<p>障がい児者が地域で当たり前に見られる暮らしができるよう、地域の体制づくりをしていく。</p> <p>(1) 下部組織として各事業種別の連絡会を立ち上げ、課題を共有し解決に向け具体的な方策を検討する。また、事例検討等を通し協力・共同が行えるような体制をつくる。</p> <p>(2) 異なる事業種別間で連携し対応困難事例等にも対応できるよう、合同連絡会・研修会を開催する。</p> <p>(3) 各連絡会の代表者が部会構成員となり、各事業種別の課題や地域課題を共有する。また、不足している資源の開発、新規事業の立上げなど課題解決に向けそれぞれの連絡会で具体的に取り組めるよう手立ての検討を行う。</p>	<p>(1) 下部組織として各連絡会を立ち上げ、会長・副会長の選出、要綱の整備をした。会により立上げ時期(5月～2月)が異なるため、開催回数に違いがあり、会長等が決まっていない会もある。</p> <p>(2) <u>合同連絡会・研修会は新型コロナウイルス感染拡大予防のため開催を次年度に延期した。</u></p> <p>(3) 部会では、各連絡会の活動状況報告、部会としての今後(計画・強度行動障がい・事業所連携)の取り組み、合同研修会について話し合った。</p>	
協議課題等	評価・次年度への課題	
<p>(1) 各連絡会の立上げ、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム事業所連絡会 ・短期入所事業所連絡会 ・居宅介護事業所連絡会 ・生活介護事業所連絡会 ・障害者支援施設サビ管連絡会 ・いわき相談支援ネットワーク 	<p><u>*各連絡会の運営について</u></p> <p>各連絡会では事業所紹介シートを活用し、事業所の特色や強みなど情報交換を行い、課題の共有と連絡会としての今年度の取り組みについて協議した。10月の水害対応から法人を超えた連携の必要性を感じつつも体制構築までには至らなかった。顔の見える関係から法人を超えた連携に至るまで各連絡会の到達目標を明らかにし、開催回数を重ねる必要がある。また、人員不足の問題から開催時間が取れない連絡会もあるため、開催形式についても検討が必要。</p> <p><u>全連絡会の会長・副会長がそろい部会が開催できるようすすめる。</u></p>	
<p>(2) 新規事業立ち上げ支援の具体的な検討</p>	<p><u>*社会資源開発、新規事業所立ち上げ支援について</u></p> <p>各連絡会から共通してあがった課題“住まいの確保”に向けコアメンバー会議で協議し、いわき市における空き家活用の取り組みについて実態把握を行った。住まいの確保と新規事業の立ち上げ支援に向け具体的な到達目標を掲げる必要がある。</p>	
<p>(3) 合同連絡会・研修会の開催</p>	<p><u>*合同連絡会・研修会の開催について</u></p> <p>当事者部会や地域移行部会等にも参加の案内をし、共通の課題について具体的に取り組める手立てを検討する。</p>	

※下線部が前回(令和2年2月末時点)からの変更箇所です。

令和2年度地域生活支援部会の取り組みについて

部会名	地域生活支援部会
<p>1 部会の目的</p> <p>障がい児者が地域で当たり前に望む暮らしができるよう、地域の体制づくりをしていく</p> <p>(1) 下部組織として各事業種別の連絡会を運営。各連絡会ごとの検討に加え、他連絡会とも課題を共有し解決のための具体的な方策を検討する。事例検討等を通し一人を支える協働・支援が行えるような体制をつくる。(法人単体から協働体制の構築・一人を支える協働体)</p> <p>(2) 異なる事業種別間で連携し当事者の様々な状況に対応できるよう、合同連絡会・研修会を開催する。(スキルアップ・情報共有)</p> <p>(3) 各連絡会の代表者が部会構成員となり、各事業種での地域課題の共有に加え他事業種の状況も把握し協働イメージの共有につなげる。また、不足している資源に関して、既存の資源の活用・転換、新規事業の立上げなど、情報収集・連携・協働に向けそれぞれの連絡会で具体的に取り組み、実現に向け手立ての検討を行う。</p> <p>2 運営体制(下部組織等)</p> <p>部会構成員：グループホーム事業所代表者、短期入所事業所代表者、居宅介護事業所代表者、生活介護事業所代表者、障害者支援施設代表者、いわき相談支援ネットワーク代表者、障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター(北部、勿来・田人)、地域生活支援コーディネーター</p> <p>*随時コアメンバー(障がい福祉課、障相、基幹、コーディネーター)会議を開催する。</p> <p>下部組織：グループホーム事業所連絡会、居宅介護事業所連絡会、生活介護事業所連絡会、短期入所事業所連絡会、障害者支援施設連絡会、いわき相談支援ネットワーク</p> <p>*各連絡会から代表者1名、副代表者1名を選出する。</p> <p>*当面、事務局機能は部会担当者(障相、障がい福祉課)が担う。</p> <p>3 協議課題等</p> <p>*各連絡会の運営</p> <p>グループホーム事業所連絡会(8月～：GHのあり方の再検討、運営の互助等)</p> <p>短期入所事業所連絡会(8月～：共通のアセスメント書式・連携の仕組みづくり等)</p> <p>居宅介護事業所連絡会(8月～：スキルアップ勉強会実施、運営の相互確認等)</p> <p>生活介護事業所連絡会(8月～：事業所パンフレットの作成・活用、送迎について等)</p> <p>障害者支援施設連絡会(8月～：情報・課題の共有、強度行動障害への支援等)</p> <p>いわき相談支援ネットワーク(月1回：継続開催)</p> <p>*新規事業立ち上げ支援、既存資源の活用や異業界への働きかけ等の具体的な検討</p> <p>*合同連絡会・研修会の開催(年2回 第1回7月：各連絡会情報交換等)</p> <p>(協議を進めるうえで新たな課題が表出した場合、取り組みについて協議検都度討していく)</p>	

令和元年度 児童・療育支援部会 年間評価 (令和2年3月末時点)

部会名	児童・療育支援部会	
部会の目的	全体的な評価	
<p>「子どもも親も安心して自立した生活を営める地域共生社会」の実現を目指す。</p> <p>(1) 療育支援に対する課題やニーズ等の把握・整理</p> <p>(2) 必要な施策等の検討</p> <p>(3) 関係機関（教育・医療・行政・福祉・地域資源）とのネットワーク（協力体制）の強化</p>	<p>○教育と福祉の連携を強くするためのツールとして「いわき福祉と教育がつながるためのはじめの一步マップ」を作成した。</p> <p>○医ケア児の生活・支援を知る勉強会を開催した。</p> <p>○『退院調整ルール』の点検・評価、『障がい児通所支援事業所連絡会』の開催、『通所事業所ガイドブックの改訂』は実施できなかった。</p>	
協議課題等	評価・次年度への課題	
(1) 教育と福祉の連携について	<p>① 教育と福祉が理解を共有するツールとして、「いわき福祉と教育がつながるためのはじめの一步マップ」(令和2年度版)を作成した。</p> <p>② 教育と福祉との連携の実態を把握するため、市立小・中学校に対するアンケート調査及び市内における放課後等デイサービスの支給決定者数調査を実施し、<u>課題</u>(例：福祉についての情報が教員に届いていない、効果的な担当者会議の持ち方について等)が見出された。</p> <p>③ 調査結果の分析によって見えてきた連携に関する課題については、「はじめの一步マップ」の配布・周知を踏まえ、<u>次年度に検討していくこととした。</u></p>	
(2) 医療と福祉の連携について	<p>① 2月24日(月)に医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活を知るための勉強会「医ケアCafe」を開催し、運営要員を含めて70人以上の参加があった。生活事例の発表やグループワークを通じて、「医療的ケア児をどう支えていくか」について参加者と検討した。<u>次年度も継続する。</u></p> <p>② 平成30年度策定した「退院調整ルール」について、子育てサポートセンターからの事例報告により運用状況を確認した。次年度は医療センターも含めた当該ルールの運用状況、効果の検証を行う必要がある。</p> <p>③ PTの位置付けに関する課題(例：部会からの分離の是非、医療的ケア児コーディネーターとの関係など)については<u>協議に至らず、次年度検討による具体化が必要である。</u></p>	
(3) 障害児通所支援事業所におけるサービスの質の向上について	<p>○ <u>令和元年東日本台風の被災を受け、障害児通所支援事業所連絡会が一度も開催できずに終わった。次年度は複数回の実施を計画する。</u></p>	
(4) いわき市通所事業所ガイドブックの改訂について	<p>○ <u>今年度末の改訂を予定したが、全事業所からの資料を回収できなかったため、改訂できなかった。次年度の早い段階で改訂作業と、更新作業のルール化が必要である。</u></p>	

※下線部分が前回(令和2年2月末時点)からの変更箇所です。

令和2年度児童・療育支援部会の取り組みについて

部会名	児童・療育支援部会
1 部会の目的 「子どもも親も安心して自立した生活を営める地域共生社会」の実現を目指す。 (1) 療育支援に対する課題やニーズ等の把握・整理 (2) 必要な施策等の検討 (3) 関係機関（教育・医療・行政・福祉・地域資源）とのネットワーク（協力体制）の強化	
2 運営体制（下部組織等）※今年度より協議事項に応じメンバーを招集する (1) 児童・療育支援部会（定例会） (2) 医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチーム ※ 部会後ではなく別途開催とし、適時活動内容を部会へ報告し協議につなげる。 (3) 障害児通所事業所連絡会（複数回の開催・部会として運営）	
3 協議課題等 (1) 障がい児通所事業所利用に係るルール作り (安易なサービス利用防止、当たり前ことができていること等に対する取り組み) ① 福祉計画と連動した整理 ・ 今後施策提言につながる協議ができるメンバーを選定 ・ 事業所数の評価等 ・ 事業所の在り方、学童の利用等 ② 顔の見える関係づくり、場づくり ・ 新規事業所も増加する中、情報共有による“気づき”が生まれ、底上げできる仕掛け作り ・ 連絡会でそれぞれの事業所が抱える意見を共有することで、障がい児通所事業所のルール作りと連動させる。 (2) 医療と福祉の連携 ① 医ケアコーディネーターの位置づけおよび役割（実数把握を含めた連携体制整備） ・ 明確にすることで退院調整ルールと連動させる。 (3) いわき市通所事業所ガイドブック更新ルールの確認 *はじめの一步マップの活用方法については年度末に使用状況の確認を行う。	

令和元年度 就労支援部会 年間評価 (令和2年3月末時点)

部会名	就労支援部会	
部会の目的	全体的な評価	
<p>○市内の就労支援の質を高めるために</p> <p>(1) 就労支援の基本的な視点の確認をしていく。</p> <p>(2) 就労支援の情報の共有化を行う。</p> <p>(3) 課題に対する具体的な政策提言や手立ての提示を行う。</p>	<p>サービス利用毎に就労支援の質の向上や情報共有等を行うことができる仕組みづくりを行うため各連絡協議会を設置した。</p> <p>また、それぞれの協議会において、課題解決や情報共有を図った。</p>	
令和元年度の協議課題等	評価・次年度への課題	
<p>(1) 協議課題</p> <p>① 就労アセスメントで一般就労の可能性がある」と評価された方のフォローアップについて。</p> <p>② 就労移行支援の標準期間満了後の利用延長の適正化について。</p> <p>③ 高等学校と就労支援機関との連携体制をつくるワーキンググループ。</p> <p>④ 福祉サービス利用者の一般就労移行実績の把握。</p> <p>⑤ 就労継続支援 A 型事業所連絡協議会の設置。</p> <p>⑥ 就労移行支援事業所連絡協議会の設置検討。</p> <p>⑦ 就労定着支援サービスの情報提供等も含め適宜協議。</p>	<p>① B 型事業所連絡協議会において、フォローアップ方法のイメージ図を共有した。次年度に就労アセスメントを活用したフォローアップができるよう研修会等の協議検討を行う。</p> <p>② 延長の適正化については、移行事業所連絡協議会が一定の確認ができる仕組みをつくった。次年度も移行事業所連絡協議会の中で課題解決に向けて継続して協議等を行う。</p> <p>③ 高等学校訪問や学校の教諭を対象にしたセミナーを開催したことで、一定の成果を得ることができた。次年度は継続的な連携体制の仕組み作りのための協議・検討を行う。</p> <p>④ 第 2 回部会で共通認識を図った。毎年、課題把握や検討協議を行う。</p> <p>⑤ A 型事業所連絡協議会設置 (8/21) 後、支給決定の流れの共有化等、様々な課題解決に向けて協議を行った。</p> <p>⑥ 就労移行支援事業所連絡協議会設置 (8/27) 後、利用延長の適正化の共有化等、様々な課題解決等に向けて協議を行った。</p> <p>⑦ 関係機関と情報共有を図った。次年度も障害者・就業生活支援センター等の関係機関とも情報共有を図る。</p>	
<p>(2) 進行管理事項</p> <p>① 障がいグレーゾーンの方の就労アセスメントの実施状況の把握。</p> <p>② 「はたらく」リーフレットの残部数等の調整。</p>	<p>① 第 2 回部会で情報共有を図った。</p> <p>② リーフレット 1,000 部を作成し、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通して相談者に配布した。</p>	
<p>(3) 研修会等の開催</p> <p>① 就労支援スキルアップ研修。</p> <p>② 特別支援学校地区別相談会・就労 B 型事業所アセスメント説明会。</p> <p>③ 障害者面接会における模擬面接会。</p> <p>④ WG セミナー。</p> <p>⑤ 支援学校ミニセミナー「今からできる就労支援」の講師派遣。</p>	<p>① 就労支援事業所等を対象に就労支援の基本を学ぶために 1 月 23 日及び 24 日に開催。</p> <p>② 生徒が 18 歳を迎える際の手続きの円滑化を図るため 2 月 5 日に開催。</p> <p>③ 障害者面接会を受ける者を支援するために 10 月 7 日に開催。</p> <p>④ 就労支援機関の役割と活用方法の周知と学校との連携を図るため 11 月 15 日に開催。</p> <p>⑤ 9 月 12 日に派遣済。</p>	
<p>(4) 就労継続支援 B 型連絡協議会</p>	<p>四半期ごとの B 型事業所連絡協議会のなかで、B 型事業所で課題となっているアセスメントや個別支援計画の協議や様々な事例検討を行った。</p> <p>次年度は B 型事業所が自主的に運用できる仕組み作りを協議する。</p>	

※下線部分が前回 (令和 2 年 2 月末時点) からの変更箇所です。

令和2年度就労支援部会の取り組みについて

部会名	就労支援部会
1	部会の目的 ○市内の就労支援の質を高めるために （1）就労支援の基本的な視点の確認をしていく。 （2）就労支援の情報の共有化を行う。 （3）課題に対する具体的な政策提言や手立ての提示を行う。
2	運営体制（下部組織等） ○就労支援部会（定例会） 部会事務局に事業所連絡協議会（就労継続支援 B 型、就労移行支援）代表者も参加。 ○サービス種別毎の事業所連絡協議会（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型） サービス種別のネットワークの構築の促進を図る。事業所のサービスの質の向上や部会との連動などを図りながら運営する。
3	協議課題等 （1）部会における協議課題等 ①就労アセスメントで一般就労の可能性があると評価された方のフォローアップについて 前年度、就労継続支援 B 型事業所連絡協議会において共有したフォローアップの実施状況を確認し、課題があれば整理する。 ②高等学校と就労支援機関との連携体制について 前年度、実施したワーキンググループの取り組みの評価を行う。 （2）連絡会における協議課題等 ・コロナウィルスの影響による課題についてもそれぞれの下部組織で整理する。 ・地域からの要望に対し、協働できる方策を検討する。 ① 就労移行支援事業所連絡会 就労移行支援標準期間満了後の利用延長の適正化ルール（平成 30 年度作成）を示し確認する。 ② 就労継続支援 A 型事業所連絡会 就労継続支援 A 型事業所の支給決定の流れを示し確認する。 （3）実績把握 ○福祉サービス利用者の一般就労移行実績 R1 年度の市内の就労系事業所（A・B 型、移行支援）の実績報告書を基に実績把握をする。 （4）研修会等の開催 ①課題に取り組む中で就労支援部会及び A 型・B 型・移行支援連絡協議会の主催として適宜開催。 ②特別支援学校における就労アセスメント説明会の開催。 ③合同面接会における模擬面接会の開催。

令和元年度 強度行動障がいのある人の地域生活支援検討チーム年間評価（令和2年3月末時点）

部会名	強度行動障がいのある人の地域生活支援検討チーム	
部会の目的	評価	
<p>障害児入所施設からの退所者について、退所後の生活の見通しが立たないまま退所となるケースが増えており、支援体制の構築が必要とされている。関係機関で課題への共通認識を持ち、課題解決への手立てを検討し、全市的な合意形成を図る。</p>	<p>平成30年9月に示された3つの方向性を具体化するため協議を重ねる中で新たな課題が生じたことから、方向性の再整理を行い、現状を打破するための6つのキーワードを見出した。具体的な方策検討は来年度の実施が必要である。</p>	
協議課題等	進捗状況	
<p>(1) 市内の障害者支援施設の活用（機能の見直し）【入所ルールの作成/地域移行に係る支援の強化】</p> <p>(2) 行動障害に対応できる事業所が増えるための支援システム【スキルアップ研修等】</p> <p>(3) 専門性の高い事業所を設置するための支援策【コーディネーター等の整備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所ルールのほか、持続的な地域移行の実現にあたっては、サービス循環機能の整備が必要との観点から、地域サービス（グループホームや居宅介護等）での利用調整ルール等も必要との整理がなされた。 ・ ルール導入にあたっての課題等を把握するため、入所施設及びグループホーム等を有する法人にヒアリングを実施した。（人材・専門性・連携・実態把握の不足、割に合わない報酬体系） ・ 取り組み事例に関し支援内容や成果等について実施事業所（計画相談・生活介護）から報告を受けた。（チーム支援の必要性、取り組み事例を通じたノウハウの共有化） ・ スーパーバイザー等の人材育成の体系（計画的な指導者養成研修への参加等）や、事業所としての基本的な事項の再確認の必要性等について協議した。 ・ 今後は、情報の共有や補助制度の活用など、県の関係部署との連携を深めながら検討を進めていく。 <p>※ 第5回会議(R2.3.3開催)で、これまでの検討成果を踏まえ、次の6つのキーワードに沿って施策提言の最終とりまとめを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 強度行動障害を有する人の情報の把握と課題分析 ② 福祉に携わる人材・資源の確保 ③ 限られた人材・資源の有効活用 ④ 専門性の向上 ⑤ 自立支援（地域生活支援）の意識の共有 ⑥ 一貫した対応のできるチーム作り 	

※下線部分が前回（令和2年2月末時点）からの変更箇所です。

令和2年度の取り組みについて

部会名	強度行動障がいのある人の地域生活支援検討チーム
<p>1 検討チームの目的</p> <p>障害児入所施設からの退所者について、退所後の生活の見通しが立たないまま退所となるケースが増えている。また、地域生活されている方の中でも適切な支援がなされないために行動障害が強化されているケースがある。こうした状況に対し支援体制の構築が必要とされている。</p> <p>関係機関での課題への共通認識を持ち、課題解決への手立てを検討し、全市的な合意形成を図る。</p> <p>2 運営体制</p> <p>(1) 支援体制を構築するため、市内・県内等の専門機関により2ヶ月に1度程度定例会を実施する。</p> <p>(2) 7月を目標に事務局が中心となって『(4)専門性の向上』を軸に実施計画素案を作成する。</p> <p>3 協議課題等</p> <p>平成30年度に示された三つの方向性を令和元年度の協議した中で新たに見出された課題を整理することで見出された6つのキーワードを検討する。</p> <p>(1) 強度行動障害を有する人の情報の把握と課題分析</p> <p>強度行動障がい者を有する人の名簿を作成し、支援体制への積極的なアプローチ及び支援体制の構築を行う（市内の支援対象者（基準の再認定・具体化・数）、支援経験者、各種研修（国研修、実践研修、基礎研修）修了者等を明らかにするとともに、内容更新方法等を協議し、継続的な支援体制を構築する。</p> <p>(2) 福祉に携わる人材・資源の確保</p> <p>福祉に携わる人材・資源の確保のための施策を検討する場を設ける。</p> <p>強度行動障がい者の支援のみに限られたことなく、いわき市として福祉人材の確保について動くことが必要。より広い視点で他の福祉分野（高齢・児童）と連携し進めていく必要があることから別途協議の場を設けるよう提案する。</p> <p>(3) 限られた人材・資源の有効活用</p> <p>循環型のサービス提供体制の推進及び事業所の利用調整に係るルールの整備及び活用。</p> <p>強度行動障がい者を有する人の地域での支援方法を共有する。モデルケースに対する支援を積み上げると共に、共有するための仕掛け（研修企画等）を具体化する。</p> <p>(4) 専門性の向上</p> <p>地域のスーパーバイザーを養成するため、研修費用等の補助により事業所の人員が専門性の向上をしやすい環境を作る。いわき市として人員を派遣する研修の絞り込みと研修受講の要件を定める。研修受講後、派遣者の大まかな動き・役割についての方針を定める。</p> <p>派遣する研修の具体化、予算化、派遣者の市内での実践（継続性・内容・振り返り）に関する</p>	

ルール化が急務事項。

(5) 自立支援・地域生活支援の意識の共有

アセスメントの結果が正しく支援方針に反映されるようにするためのツールを作成し、当事者のより良い地域生活および、適切な支援を目標にする体制構築を行うと共に、事業所の支援状況を評価する制度を創出する（インセンティブ、つまり何がどうなれば報酬を提供するか、評価期間はどうか等を議論するイメージ）。

* (3) 限られた人材・資源の有効活用のモデルケース支援と連動

(6) 一貫した対応のできるチーム作り

基幹相談支援センター等が中心となって、計画相談支援が本人支援のためのチームを作る支援体制を構築する。多職種連携のあり方、支援方針の統一化。

* (3) 限られた人材・資源の有効活用のモデルケース支援と連動

SV（スーパーバイザー）の活用に関しては県との分担、協働について検討を行う。

* (4) 専門性の向上と連動

4 進め方

- ① 『(4) 専門性の向上』は人材育成に係る予算獲得（研修派遣費用）に向け、最優先する。
- ② 『(3) 限られた人材・資源の有効活用』のモデルケースをチーム支援し、支援方法を積み上げることで他の整理につなげる。

令和2年度当事者部会準備会の取り組みについて

部会名	当事者部会 準備会
<p>1 準備会の目的</p> <p>当事者部会設置の検討。</p> <p>当事者に対し当事者部会の役割を示し部会設置、設置後の運営等のイメージ作りを図ることで部会設置の機運を醸成する。</p> <p>2 運営体制</p> <p>(1)当事者団体（ふれんずトロ、時の風等メンバー）を中心に毎月～2ヶ月に1度程度集まりを持ち、当事者部会準備会定例会とする。</p> <p>(2)事務局会議を設け、部会要領等の素案を作成し、準備会に提案する。</p> <p>3 協議課題等</p> <p>(1)部会要領（構成メンバー、任期、依頼 等）の策定について</p> <p>第二回全体会に向け、事務局案を元に当事者の意見を反映させた形で素案を作成する。完成した要領を元に当事者部会メンバーを募り、部会の実施を目指す。</p> <p>(2)当事者が思いを伝える場を保証する方法についての検討</p> <p>生活の中での嫌なこと、困ったこと、分からないことを当事者が言える場を設け、準備会として実施する。また、協議会として当事者の言葉を受けとめる方法を検討する。</p> <p>(3)当事者の声を協議会につなげる仕掛けづくりについて</p> <p>当事者の声を確認し、準備会として整理したものを運営会議で協議するとともに、協議した結果を当事者に返す方法を具体化し、実施することで、部会運営のイメージを具体化する。</p>	

令和元年度 地域会議事業評価 (センター名：北部)

【令和元年度のテーマ】 北部地域の事業所状況を整理し、すでに高齢の分野で進んできている地域の集まり（小・中地域会議等）や他職種連携会議などへの障害福祉サービス事業所の地域資源の一つとしての参画の仕掛けづくりを行う。	
【構成する人々】 各地域住民 区長 民生児童委員 小・中学校 障がいサービス事業所並びに法人 介護保険サービス事業所並びに法人 平地区保険福祉センター ……etc	【開催頻度】 年 2 回 【全体的な評価】 本年度より障がいをメインに地域会議を実施した。身近な事例についてのグループワークや事業所紹介を行い、地域住民の理解促進を図ることができた。また、障害福祉サービス事業所が参加することで、地域住民と相互に情報共有することができ、関係性を構築するための足掛になったと考えられる。

【年間計画】

月日	内容	評価・次年度への課題
7/10	① 8050 世帯に関わる事例紹介 ② 複合ニーズ世帯への支援について、地域で心配な事例や地域でできそうなことについてのグループワーク	地域住民の理解促進を図ることができたが、地域住民が障がい者に対するイメージがわからないこと、障がい者の生活が見えていないことも改めて知る機会となった。地域住民ができそうなことを話す中で、それぞれの機関(行政、医療、教育等)に求めることについて挙げられたことは有意義であった。また、障害福祉サービス事業所が参加することで、
10/9	① 障がい者の地域生活に関わる事例紹介、福祉サービス(グループホーム)についての講義 ② 障がいに纏わるクイズ ③ 地域で暮らす障がい者世帯について、お互いが地域でできそうなことを考えるグループワーク	地域住民と相互に情報共有することができ、関係性を構築するための足掛になったと考えられる。 次年度は、当事者参加、地域住民と事業所のネットワークづくり、地域会議開催地区についてが課題である。地域住民の理解を深めるために、当事者の地域会議への参加も検討していきたい。また、引き続き障害福祉サービス事業所の参加を促し、事業所が地域とつながりを持ち、地域で集まる場が地域資源の一つとなるような仕掛け作りを継続して行いたい。現在飯野地区のみでの地域会議を開催しているが、それをモデルとしながら、個別ケア会議から抽出された課題等をもとに他地区でも開催していく。

令和元年度 地域会議事業評価 (センター名：小名浜地域)

【令和元年度のテーマ】

- * 困ったときに繋がれる体制づくり、困る前に繋がれる体制づくりを目指し、各事業所の役割理解 (どのような流れで支援事業所とつながっていくのか等)
- * 今後、事業所として伸ばしていきたいところ、やってみたいこと、やれそうなことを地域会議で話しをし、各事業所のスキルの底上げを行っていききたい。
- * 幹事会を設置し、事業所主体となって会議を進めていくことができるようにする。
- * 包括、地区センの参画を促す。

<p>【構成する人々】</p> <p>① 地域会議</p> <p>* 地区保健福祉センター (福祉介護係、保護係、健康係) 等</p> <p>* 障がい児者支援事業所</p> <p>② 事業所連絡会</p> <p>②-1 日中事業所連絡会</p> <p>* 生活介護事業所</p> <p>* 就労継続支援 B 型事業所</p> <p>②-2 放デイ連絡会</p> <p>* 放課後等デイサービス事業所</p> <p>②-3 計画相談事業所連絡会</p> <p>* 計画相談事業所</p> <p>③ 地域会議幹事会</p> <p>* 各事業所連絡会から 1 名ずつ選出</p>	<p>【開催頻度】</p> <p>① 地域会議 (年 2 回)</p> <p>② 事業所連絡会 (計 4 回)</p> <p>③ 地域会議幹事会 (年 2 回)</p> <p>【全体的な評価】</p> <p>小名浜地域で困ったときに繋がれる体制作りについては、業務の忙しさにより連絡会の立ち上げが難しい業種もあったが、連絡会で課題を協議することにより顔の見える関係や横のつながりができた。小名浜地域の事業所としてやってみたいことは出てくるものの実際にやれそうなことまでは深めることができなかった。幹事会を設置することにより、各事業所の代表と地域会議の運営に取り組むことができ、より主体的に参加していただけたので今後も継続していきたい。</p>
--	---

【年間計画】

月日	内容	評価・次年度への課題
6/26	第 1 回地域会議幹事会	包括や医療機関、行政に参加を呼び掛けたが継続的な参加は難しかった。地域会議の前に各事業所連絡会を開催し、次回の地域会議でどんなことを取り組みたいのか話し合えたことは良かったが、各事業所での課題になってしまうので全体として共有することは難しく感じた。次年度は、テーマについて全体で共有できるものを考えたい。
7/23	第 1 回地域会議	
9/11	第 1 回日中事業所連絡会	
9/17	第 1 回放デイ連絡会	
10/29	第 2 回地域会議	
9/26	第 2 回地域会議幹事会	
12/10	第 2 回放デイ連絡会	
1/16	第 2 回日中事業所連絡会	
1/23	放デイ座談会	

令和元年度 地域会議事業評価 (センター名：勿来・田人)

<p>【令和元年度のテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地域の事業所間で顔の見える関係をつくり、情報交換や困った時の連携を行う。 * 勿来・田人地域の課題を集約していく。 	
<p>【構成する人々】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がい福祉サービス事業所 (21) ○ 地区保健福祉センター (福介、健康、生保) △ 地区社会福祉協議会 (1) ○ 地域包括支援センター (1) △ 介護支援専門員代表者 (31のうち3ぐらい) ○ 医療機関・薬局など (呉羽、なこそ、矢吹、よこぎ、櫛田、佐藤、双葉、いわき南・) △ 教育機関 (小・中15) 等 <p>～◎：毎回 ○：可能なら △：内容により～</p>	<p>【開催頻度】</p> <p>月1回</p> <p>【全体的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 毎月開催していたため、顔の見える関係ができ、災害時の対応などタイムリーな情報交換ができた。 * グループワークを通し、お互いの機関の役割や特徴が自然に理解できた。また、参加者個人のスキルアップにつながっているとの感想が多く聞かれた。 * 個別支援をチームで行うことの有益性を感じてもらった。 * 地域課題について“自分たちにできることがあるのではないか”という意識をもってもらうことができた。

【年間計画】

月日	内容	評価・次年度への課題
5/29	* 開催目的の共有 * 事業所の連携、情報共有について	* くぼた校や地区社協に参加してもらったことで個別支援や社会資源、地域課題について広く話げできた。来年度は地区センや地域包括の参加協力がもらえるよう働きかける。
6/24	* 社会資源情報共有とマップ作り * “あったらいいな” ちょとしたこんなお手伝い * 住民支え合い生活支援サービスについて (社協)	* 訪問系の事業所の参加調整 (時間帯等) ができず、なかなか参加してもらえなかった。欠席事業所には次の開催案内時にアンケートやワークシートのまとめを送った。
7/26	* 困っている事例について～気づきのトレーニング～	* 個別支援から具体的に社会資源の改善、開発に向け意見をもらい、地域で解決できない課題についてはいわき市地域自立支援協議会運営会議で共有した。
8/27	* 事例検討	* 3月に南部地域 (小名浜・勿来・田人) で開催を予定したが、来年度に延期となった。“障がい児者を地域の方に知ってもらおう” 取り組みを具体化していく。
9/26	* 地域生活支援体制強化事業の検討 (案) について * 山間部在住、ネグレクト、強度行動障害の19歳男性をどのように支えるか	* 地域課題はあげてもらったが、集約や課題解決、今年度の振り返りができなかった。来年度も継続して“本人も事業所も孤立しないネットワークづくり”を行う。
10/30	* 第5期いわき市障害福祉計画の実施状況、第1期いわき市障害児福祉計画の実施状況について * “予測される緊急時9/26” について、10月災害時の対応について	
11/27	* 勿来・田人地域の福祉避難所について (特性と避難所で必要な配慮) * マイ・タイムラインシートについて	
12/24	* 勿来・田人の地域課題と今年度の取り組みについて～取り上げたい課題～	
1/16	* 勿来・田人地域障がい児者支援事業所ネットワークで“障がい児者を地域の方に知ってもらおう” 取り組みについて	
2/21	* あなたが困っている場面 * アイディア	
3/23	(南部地域) 新型コロナウイルス感染拡大予防のため延期	

令和元年度 地域会議事業評価 (センター名：常磐・遠野地域)

<p>【令和元年度のテーマ】 ○事業所の連携強化（高齢分野を含む） ⇒事例検討を通じた ①地域課題の抽出 ②地域資源での解決策模索 ③解決が困難な課題について自立支援協議会との連携</p>	
<p>【構成する人々】 障がい福祉サービス事業所 地区保健福祉センター 地域包括支援センター</p>	<p>【開催頻度】 7/30 1/29</p>
	<p>【全体的な評価】 開催回数が予定の半分の2回に留まる。計画通り開催できるよう準備していく必要がある。多くの地域の事業所、関係機関が参加しやすい開催日時の設定、参加してもらえような会議の内容設定の検討が必要。</p>

【実施】

月日	内容	評価・次年度への課題
7/30	生活保護制度についての勉強会 (講師：地区セン保護係)	参加者からは生活保護制度についてよりよく知ることが出来たとの感想あり。児童の事業所が余り参加できず、地域の事業所がより多く参加できるような日時の設定が必要。
1/29	事例検討（他問題家族）	参加者から様々な意見出たが、もう少し十分検討できるような時間配分が必要。入所施設や就労事業所からの参加がなく事業所が参加しやすい日時設定が必要。

令和元年度 地域会議事業評価 (センター名：内郷・好間・三和)

【令和元年度のテーマ】

地域の事業所間で顔の見える関係性を作ることで、地域の課題を地域で捉え、地域で解決できるようになる。

また、次年度以降の地域生活支援拠点等の議論に繋げることが出来るような仕掛けづくりを行う。

【構成する人々】

地区内の障がい福祉サービス事業所を中心としたメンバー構成

(選定した事業所に、世話役として事務局に入ってもらうことについて検討する)

尚、本地区においては、総事業所数が40程度と、他地区と比較し多数あるため、当面は事業所のみ構成とし、段階的に、行政等他機関に参加を呼びかける。

【開催頻度】

年3回程度を予定

【全体的な評価】

年度当初は、年に3回の開催を予定していたが、豪雨水害、コロナウィルスの影響で10月の1回だけの開催になってしまった。

参加者からはこういう集まりは必要との声が聞かれ、地域でのつながりを作る必要性を再認識できた。

【年間計画】

月日	内容	評価・次年度への課題
10/2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会について ・現状の課題についてグループワーク 	<p>参加者からは、利用者支援、マンパワー不足、行政との連携についての課題が挙げられた。自分の業務で手一杯で地域課題まで考えが及ばないとの声も多く聞かれ、日々の業務に追われている状況がわかった。</p> <p>事例検討によるスキルアップや困難ケースの共有、足りない資源について新規事業所の創設の検討を地域会議でやってほしいとの意見が出された。</p> <p>次年度は、開催だけを目的にするのではなく、参加して良かったと思えるような地域会議にしていきたい。</p>

令和2年度の地域会議のテーマと開催内容(案)

	北部地域	小名浜地域	勿来・田人地域	常磐・遠野地域	内郷・好間・三和地域
共通の目的	<p>地域の事業所間で顔の見える関係をつくり、情報交換や困った時の連携を行う。</p> <p>利用者の支援や事業所の課題等を共有し検討することで、事業所の質の向上を図る。</p> <p>生活課題・ニーズ・社会資源の実態を把握する。</p> <p>地域課題を捉え協議検討し、いわき市地域自立支援協議会運営会議へ提案することで具体的な方策を協議してもらい、障がい児者を地域で支えるための地域づくり、社会資源の整備等を進める。</p> <p>障がい福祉従事者の離職を予防する。</p>				
各地域の開催テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケア会議に地域住民も参加してもらい、当事者やその家族を支えるために地域でできることや役割を検討しネットワーク構築に繋げる。 既存の住民の集まりを活用し、障がい特性・制度理解、障がい福祉事業所の周知を渡し、「障がい者の地域生活」の相互理解を深める。当事者と住民が共に地域の一員として何ができるかを考える。 住民と事業所のネットワークづくり、事例を通じた障がい者理解や障がい事業所や当事者参加による交流会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方も暮らしやすい小名浜地域をみんなで作る。 地域の事業所間のつながりを深め、広める。 小名浜地域の課題を地域の関係者、関係機関と共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の事業所間で顔の見える関係を作り、情報交換や支援の連携を行う。 事例検討を通し、勿来、田人地域の課題を集約していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所間の連携強化(高齢分野、地域の関係機関も含め) 常磐・遠野地域での障がい者に関する地域課題の共有。 自立支援協議会と運動した会議の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の事業所間で顔の見える関係性を作ることで、地域の課題を地域で捉え地域で解決できるようにする。
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケア会議を開催、課題の共有。出来ることのアイディア出しを行い地域で支えていく体制を作り当事者やその家族が孤立を予防する。 小地域でのケア会議：飯野地区のみでなく他の地区の民協に参加し地域課題の開催に向けて周知、啓発等の働きかけを行う。 当事者、住民、事業所の交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題について事例を通してみんなでも検討し、地域で何ができるのかを話し合う。 事業所間の情報交換。 	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討を通し地域で必要な社会資源を検討する。 事業所間の情報交換。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の集約、共有 勉強会、研修会 事例検討 参加事業所の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の把握 勉強会、研修会 参加事業所の情報交換
収集範囲	地域住民(区長・民生委員・児童委員) 障がい当事者 平地区保健福祉センター 平地域包括支援センター 障がい福祉サービス事業所 介護保険事業所 医療機関 教育機関 等	小名浜地区保健福祉センター 小名浜地域包括支援センター 障がい福祉サービス事業所 医療機関	勿来・田人地区保健福祉センター 勿来・田人地域包括支援センター 障がい福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業所 常磐・遠野地区保健福祉センター 社会福祉協議会 介護保険事業所 医療機関 教育機関	障がい福祉サービス事業所 内郷・好間・三和地区保健福祉センター 内郷・好間・三和地域包括支援センター
開催時期・頻度	年2回(9月、2月) ・個別ケア会議を適宜開催	年2回(10月、2月) ・開催前に幹事会を実施。地域事業所と協働運営を行う。	年3回(6月、10月、2月)	年3回 ・8月：コロナの影響、地域課題、事業所の課題 ・11月：事例検討 ・2月：勉強会(権利擁護)	年2回(10月、2月) ・個別ケア会議を適宜開催
備考	圏域の民協定例会に順次参加していく。	<ul style="list-style-type: none"> サービス種別ごとに適宜連絡会を開催する。 各事業所連絡会からは幹事を各々選出し幹事会を構成。 			

令和元年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告について

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市庁内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告するとしていることから、今般、令和元年度の対応事案について報告するものである。

2 障がいを理由とする差別を解消するための措置

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービス等の各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。

(2) 合理的配慮の提供

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 本市における障害者差別解消法の周知に係る取り組み

障がい者作品展において、障害者差別解消法に係るリーフレットを配布した。

4 令和元年度の本市庁内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

(1) 集約方法

令和元年度の本市庁内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。

(2) 集約結果

① 差別的取扱い1事例

② 合理的配慮の提供15事例

※ 詳細については36頁～38頁のとおり。

令和元年度障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

1 差別的取扱い

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	総務部 総務課	【相談状況】 本庁舎正面玄関付近に生じていた段差解消のための勾配が、車イスの利用には急であるとの指摘を受けたもの。 【対応状況】 段差解消のための勾配を緩やかにするための対策工事を実施。		男性	70代	身体障害

2 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	保健福祉部 勿来・田人地区保健福祉センター	【相談状況】 感覚過敏（音、対人）があり、人の出入りが多いところが苦手で、初対面の人との会話に緊張を伴う。 【対応状況】 事前に来所日の連絡をもらい、当日は個室で前回と同じ担当者が対応した。	個人	女性	30代	発達障害
2	総合政策部 ふるさと発信課	聴覚障がい者に配慮し、記者会見や市長メッセージを動画で公開する際には、手話通訳を付けるようにした。	不特定多数	—	—	身体障害
3	美術館	大きな段差がある場合に、車椅子を持ち上げたり、簡易スロープを架けたり、より段差が小さい通用口を案内したりするなどの配慮を行った。障がい者施設の職員の方から、美術館駐車場から美術館まで遠いため近くに駐車させてほしいと相談を受け、通常、搬入口として利用されているスペースに駐車していただいた。	団体	—	20代	身体障害・知的障害
4	総務部 職員課	臨時職員として障がいを有する方を公募し、応募された方が車イスを常用しており、面接試験に際して可能な駐車場の利用について配慮の求めがあったため、庁舎管理者に協力を依頼して庁舎に近い公用駐車場を確保した。	個人	女性	50代	身体障害

2 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
5	総務部 総務課	大きな段差がある場合に、車椅子を持ち上げたり、簡易スロープを架けたり、より段差が小さい通用口を案内したりするなどの配慮を行った。	個人	男性	70代	身体障害
6	保健福祉部 保健福祉課	会議や講演会等へ来られた方のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣してもらい対応した。	不特定多数	—	—	身体障害
7	保健福祉部 保健福祉課	手話通訳者の手話が見えやすいよう一段高い場所へ配置し、聴覚障がいのある方のために前の席を確保するなどの工夫を行った。	不特定多数	—	—	身体障害
8	保健福祉部 保健福祉課	【相談状況】車椅子利用者が来庁されたので、通路が広がるよう荷物等をどかした。 【対応状況】車椅子でも講演を聞きやすいように会場に車椅子利用者用のスペースを確保した。	不特定多数	—	—	身体障害
9	市民協働部 市民生活課	ユニバーサルデザイン推進セミナーにおいて、聴覚障がい者が聴講できるようにするため、手話通訳者と要約筆記を配置した。	不特定多数	—	—	身体障害
10	市民協働部 市民生活課	本市では、市内2か所に火葬場を設置しているが、火葬が行われる際、各世代が会葬者として施設の利用をしており、その中で高齢者であったり、また障がいを抱えた方も会葬者として施設を利用していることから、歩行の難しい方の移動用として各火葬場に車いすを備え付け、対応している。	不特定多数	—	—	身体障害
11	市民協働部 男女共同参画センター	「男女共同参画の日」等の大きな会場での講演会では、聴覚障がい者等の方も参加できるように手話通訳者を配置している。	不特定多数	—	—	身体障害

2 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
12	市民協働部 国保年金課	記入が困難な方が一人で来庁された時には、本人の希望を踏まえて、職員が代筆するようにした。	不特定多数	—	—	身体障害
13	市民協働部 国保年金課	車いすを利用されている方が一人で来庁したが、当課で申請後、別な課においても申請があるため、職員が該当する課まで車いすを押してご案内した。	不特定多数	—	—	身体障害
14	市民協働部 国保年金課	車いすで来庁された方が、記載台を使用するにあたり、カウンター前の椅子をどかして利用しやすいようスペースを確保したうえで対応している。	不特定多数	—	—	身体障害
15	市民協働部 国保年金課	課内の別な係の窓口に来庁された場合、移動が困難と思われる方の場合、来庁者を促すのではなく、係員が窓口に出向いて対応するよう配慮している。	不特定多数	—	—	—

「いわき市地域自立支援協議会からの提言」概要

1 提言の背景

令和元年東日本台風の発生後、自立支援協議会、各障害福祉サービス事業所及び市（障がい福祉課）で、主に障がい者（児）に対するこれまでの災害対応について課題抽出を行った。

抽出した課題について自立支援協議会で意見を取りまとめたことから、今後も想定される大規模災害に備え、障がい福祉に関する地域の災害対応体制の強化を図ることを念頭に、課題と考えられるものに対する対応策を、市への提言書として提出。

2 提言事項（具体内容については、別紙【提言書】を参照）

- 1 福祉避難所の開設時期や設置内容
- 2 一般避難所の質の向上
- 3 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法
- 4 市からの災害関連情報の伝達方法
- 5 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練
- 6 被害を受けた他事業所の利用者の受け入れ
- 7 自宅生活継続者支援
- 8 申請窓口（避難所、自宅訪問）
- 9 移動が難しい人の対応（居宅介護、移動支援）
- 10 提言具現化のための組織の設立

3 提言書提出

- (1) 提言日時 令和2年8月7日（金） 11:00～11:20
- (2) 提言場所 本庁舎3階プレスルーム
- (3) 提言者 いわき市地域自立支援協議会
 - ・いわき市地域自立支援協議会 会長 鈴木繁生 氏
 - ・同協議会 副会長 山本佳子 氏
- (4) 市の出席者
 - ・市長 清水 敏男
 - ・危機管理監 山田 誠
 - ・保健福祉部長 飯尾 仁

4 提言受理後の取組み

障がい者等への災害対応については、行政だけでなく、関係者の方々との共通認識と協力が不可欠であるため、行政と、自立支援協議会の代表など関係団体等の方々に参加するワーキンググループを設置し、提言事項に関するより具体的な協議を行い、優先的に取組む課題を明確化させ、具体的な対応として前進させる。

【ワーキンググループメンバー】

- 市関係課：①保健福祉課、②障がい福祉課、③介護保険課、④危機管理課
 ※⑤地域包括ケア推進課、⑥河川課、⑦消防本部（総務課、警防課）は協議案件

によりスポット参加

- 関係団体等：①自立支援協議会、②県老人福祉施設協議会施設部会いわき支部、
③NPO 法人地域福祉ネットワークいわき

5 ワーキンググループの開催予定

- (1) 令和2年8月24日(月)に第1回目ワーキンググループを開催。
- (2) 【事業所間の連携・備え・指針】、【避難行動要新車名簿】、【福祉避難所】の3テーマについて優先度が高く、次回以降更に掘り下げて協議することとした。
- (3) 毎月末会議開催予定。

障がい者等支援の視点からの 災害対応についての提言書

令和2年8月7日

いわき市地域自立支援協議会

令和2年8月7日

いわき市長 清水 敏男 様

いわき市地域自立支援協議会
会長 鈴木 繁生

障がい者等支援の視点からの災害対応についての提言

令和元年10月12日の台風19号及び10月25日の大雨（以下「令和元年東日本台風」という。）は、本市に甚大な被害をもたらした。

特に、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という）に対する災害対応については、自主的に避難が出来ない方や一般の避難所にいることができない方など、様々な障がいの特性に配慮した支援が必要ということを改めて痛感した。

その後、令和元年東日本台風発生から約10箇月が経過し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たすことを目的に協議の場を設けている本会においては、各障害福祉サービス事業所等から意見をいただき、下部組織である各専門部会や運営会議においてこれまでの災害対応についての振り返りを行い、今後も想定される大規模災害に備え、障がい福祉に関する地域の災害対応体制の強化を図ることを念頭に、課題と考えられるものに対する対応策をとりまとめたところである。

ついては、市が目指す、「すべての市民が相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」につなげるべく、障がい者等が災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、以下、提言するものである。

1 福祉避難所の開設時期や設置内容

- ・福祉避難所は二次避難所とせず災害前から開設し、事前に避難できるような仕組みとしていただきたい。
- ・民間福祉避難所を開設する際には環境面やマンパワーを考慮し、当該事業所利用者を優先する等、受け入れに配慮していただきたい。
- ・福祉避難所となる事業所等に対し、避難者受け入れに必要な物資の配備を確保するなど、事前取り決めを確実に行っていただきたい。
- ・障がいがある方の個々の状況、特性などを考慮した上で、必要に応じて障がいの家族も受け入れる仕組みを検討していただきたい。
- ・支援学校は原則開設することとし、医療機関や個室を持つ施設も福祉避難所となるよう検討していただきたい。
- ・福祉避難所の設置運営に際しては、事前に災害対応の専門家による助言指導を受けられる体制を整えていただきたい。

2 一般避難所の質の向上

- ・一般避難所のバリアフリー化等について、必要に応じて改修を検討していただきたい。
- ・一般避難所において、福祉スペースを設置するとともに、必要に応じ、医療・福祉専門職による対応を可能とするなど、要配慮者対応を検討していただきたい。

3 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法

- ・名簿の登録に際して、丁寧な説明と確実な周知方法を検討していただきたい。
- ・発災時に実働性のある活用が出来るように、平常時から名簿の掲載内容と閲覧方法等の再整理を行い、地区保健福祉センターや地区自主防災組織（又は行政区）、民生児童委員等への再周知及び現在の名簿登録者への確認をしていただきたい。
- ・名簿に登録している障がい者等については、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所へ情報提供できることとし、また登録している旨をサービス等利用計画及び個別支援計画へ記載する仕組みを検討していただきたい。

4 市からの災害関連情報の伝達方法

- ・必要な情報へのアクセスを簡略化するため、国通知や被害状況、福祉避難所利用可否等をメール配信のほか、市公式HPに掲示していただきたい。
- ・各事業所の被災状況や支援して欲しいこと（人材、車両、物資など）を適宜集約する仕組みを構築し、必要に応じて支援可能な体制としていただきたい。
- ・避難行動要支援者名簿登録者へ直接情報を発信する仕組み（メール・SNSなど）を構築していただきたい。
- ・災害時における各種福祉事業の運用指針を市が作成すると共に、各事業所における災害時の主な対応や、対応に係る報酬等について明記し、事前に周知していただきたい。

5 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練

- ・各事業所等に対し、各災害に応じた対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の整備を依頼し、地域や同種の関係機関と連携した避難訓練を実施していただきたい。
- ・災害対応マニュアル等整備の有無及びその内容についての確認、また当該マニュアル等を整備する上でのアドバイザー設置を検討していただきたい。

6 被害を受けた他事業所の利用者の受け入れ

- ・災害により被害を受けた事業所の利用にあつては、福祉サービスの提供が中断される恐れがある。そこで、全市レベルにおける事業所間でのマンパワーや受け入れ態勢を含めた互助の体制を構築するため、各事業所連絡会や地域会議等において、受け入れ態勢の確認等を行っていただきたい。
- ・上記のきっかけ作りやコンセンサスを図るため、全市的な事業所等が一堂に会する場で協議等を開催していただきたい。

7 自宅生活継続者支援

- ・災害発生時において自宅生活を継続する障がい者について、速やかな安否確認、被災状況確認、ニーズ把握、見守り、必要なサービスの提供など、様々な支援が想定される。指揮系統や情報集約、支援体制について、一定の役割分担の明確化を行い、個別対応に繋げる仕組みを構築していただきたい。

8 申請窓口（避難所、自宅訪問）

- ・災害関係に係る各種申請について、避難所での巡回申請窓口の設置、市ホームページからの電子申請を可能にしていきたい。
- ・平常時に比較し、被災時は各種手続きが多岐に渡ることから、自宅から申請に行くことができない障がい者に対し、必要に応じて地区保健福祉センターまたは障がい者相談支援センターが自宅訪問での一括申請を対応していただきたい。

9 移動が難しい人の対応（居宅介護、移動支援）

- ・居宅介護や移動支援での移送可能なことを事業所に事前に周知することにより、避難勧告や避難指示が出た段階での避難所等への移動をスムーズに行えるようにしていきたい。

10 提言具現化のための組織の設立

- ・上記提言の内容について、いわき市地域自立支援協議会等との協働作業による具現化のための組織の設立など、体制整備の検討をしていただきたい。

令和3年度自立支援協議会について 概要（案）

令和3年度は委員改選の時期であることを踏まえ、自立支援協議会の構成等の見直しについて検討するものです。

素案等について、次回の全体会の協議案件としてお示ししたいと思っております。

協議事項（案）

1 委員構成について

- (1) 令和3年度は委員改選の時期であるため、委員構成の改訂を検討していきたい。
- (2) 全体会の活性化のため、より幅広い分野の関係機関等の参画を図る。

2 各種会議の運営・構成について

(1) 運営会議

ア 全体会、部会、地域会議の素案をもとに運営会議の機能を整理する。
⇒毎月の運営会議にて協議。

イ 必要に応じて、運営会議に地区保健福祉センターや権利擁護・成年後見センター等の行政機関を交え、より実働的な協議を行う場とするものの検討。

(2) 専門部会

ア 専門部会の協議内容や開催頻度の見直しを図る。

イ 専門部会は解決すべき課題や協議事項があり、その目的達成のために開催される。
協議内容の達成度合いを踏まえ、部会毎に整理を行う。

(3) 地域会議

ア 障害児者を取り巻く個別課題の複雑化、全市的な対応能力の底上げが求められていることから、行政、地域、民間が連動し、地域における課題抽出や取りまとめ、解決に向けた協議等を行う会議がより重要となっている。

(2)イ 地域において、小地域・個別ケア会議（課題共有の場）をベースとした体制が求められることから、地域会議の機能強化や運営方法とうについて検討する。

第4次いわき市障がい者計画（後期）の実施状況

『第4次いわき市障がい者計画』は、平成26年度から平成32年度（令和2年度）までの7年間であり、平成26年度から平成29年度までの4年間を前期、平成30年度から平成32年度（令和2年度）までの3年間を後期とし、国の「市町村障害者計画策定指針」及び第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、平成30年2月に「第4次いわき市障がい者計画（後期）」として改定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しています。

令和元年度は、計画の2年目となり昨年に引き続き、すべての施策分野で一定程度達成しています。保健・医療及び雇用・就業分野での達成度が高くなっていますが、広報・啓発分野では、多様な媒体を活用した啓発・広報の推進の達成度が比較的高くない結果となっており、生活支援分野では、在宅生活を支えるための障がい福祉サービスの充実の達成度が高い一方、地域移行及び自立生活への支援の推進や地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備のように、すぐに成果を得ることが困難な施策については昨年に引き続き達成度が低い結果となっています。また、教育・育成分野では、生涯学習活動の充実の達成度が低い結果となっております。最後に、生活環境分野では、鉄道バリアフリー化の進捗が遅れており令和元年度に達成出来なかった事業がありますが、次年度に工事完了予定であることから、計画期間内には達成が見込まれます。

なお、『第4次いわき市障がい者計画（後期）』において位置づけた各事業の実施状況（令和元年度末時点）については、次の表のとおりとなっています。（詳細については「別冊1」のとおり）

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野	達成度					事業数 合計	参照
		A	B	C	D	E		
I	啓発・広報 (上段：関連事業数) (下段：割合(%))	17	18	5	0	0	40	別冊1 P1～5
		42.5	45.0	12.5	—	—	100.0	
II	生活支援 (上段：関連事業数) (下段：割合(%))	36	22	8	0	0	66	別冊1 P5～13
		54.5	33.4	12.1	—	—	100.0	
III	保健・医療 (上段：関連事業数) (下段：割合(%))	25	11	4	0	0	40	別冊1 P13～18
		62.5	27.5	10.0	—	—	100.0	
IV	生活環境 (上段：関連事業数) (下段：割合(%))	8	13	3	0	1	25	別冊1 P18～21
		32.0	52.0	12.0	—	4.0	100.0	
V	教育・育成 (上段：関連事業数) (下段：割合(%))	15	10	6	0	0	31	別冊1 P21～24
		48.4	32.3	19.3	—	—	100.0	
VI	雇用・就業 (上段：関連事業数) (下段：割合(%))	11	2	0	0	0	13	別冊1 P24～25
		84.6	15.4	—	—	—	100.0	
合計		112	76	26	0	1	215	-

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

2 第5期いわき市障害福祉計画の成果目標に係る実績等について

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和2年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の9%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の2%以上を削減

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画				第5期計画			
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値	H30	実績
施設入所者数	328人 (平成25年度末)	315人	320人 (平成28年度末)	—	320人 (平成28年度末)	313人 (令和2年度末)	321人 (平成30年度末)	307人 (令和元年度末)
地域生活移行者数①	—	40人	14人 (平成28年度末)	35.0% (平成28年度末)	—	29人	1人	1人
削減見込②	—	13人	8人 (平成28年度末)	61.5% (平成28年度末)	—	7人	+8人	6人

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について検討します。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域移行支援部会）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

●令和元年度（第5期2年目）における実績及び今後の方策について

地域生活移行者数が1名と目標値を大きく下回った。

目標達成に向け、地域移行支援部会にて、地域移行に対する啓発企画案を作成した。

令和2年も引き続き地域移行に対する理解・啓発に向けた協議を行っていく。

(2) 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

国の基本指針	
①協議の場の設置	⇒令和2年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画			第5期計画		
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	実績
協議の場の設置	—	—	—	設置	未設置	設置

※第4期計画においては、設定なし。

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会に地域移行支援部会を設置し、保健・医療・福祉関係者により精神障がい者も含めた障がいのある方の地域移行を推進しているところであります。引き続き、関係機関等との連携を強化し、取り組みを進めていきます。

●令和元年度（第5期2年目）における実績及び今後の方策について

市地域自立支援協議会の下部組織である地域移行支援部会を、協議の場として位置づけた。令和2年度以降、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため引き続き協議を行っていきます。

(3) 成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制の整備等を図るため、令和2年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備する目標値を定めます。

国の基本指針	
①拠点等の整備	⇒令和2年度までに地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画			第5期計画		
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	実績
整備箇所数	1箇所以上	0箇所	—	1箇所以上	0箇所	0箇所 ※

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備については、社会資源等の把握や他自治体の先進的な事例等の研究を進め、本市の地域性を勘案しつつ、実情に即した整備が図れるよう、関係者から構成されるいわき市地域自立支援協議会を活用しながら検討するとともに、事業者等の関係機関との連携・強化に努めます。

●令和元年度（第5期2年目）における実績及び今後の方策について

平成30年度の協議内容を踏まえ、※拠点整備手法として「面的整備型」による事業構築を行い、第2回及び第3回市地域自立支援協議会へ報告した。

【事業内容】

- ・日中一時支援事業の委託可能事業所の拡大
- ・日中活動系（生活介護）事業所における緊急宿泊事業
- ・地域生活支援のためのコーディネーター配置

令和2年度は、上記事業が地域生活支援拠点として整備されたことから、事業の進捗状況等の確認を行っていく。

(4) 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和2年度中に一般就労へ移行する者の人数等について目標値を定めます。

国の基本指針	
①福祉施設から一般就労への移行	⇒令和2年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、平成28年度実績（47人）の1.5倍以上へ
②就労移行支援利用者数の増加	⇒令和2年度末までに、就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の実績（70人）から2割以上増加
③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	⇒令和2年度末までに、就労移行支援事業利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上へ
④就労定着支援による職場定着率の向上	⇒令和2年度末までに、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上へ

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第4期計画			第5期計画		
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	実績
一般就労移行者	40人	47人 (平成28年度末)	117.5% (平成28年度末)	71人	30人	30人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労移行支援利用者数の増加）

項目	第4期計画			第5期計画		
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	実績
就労移行支援利用者	72人	70人 (平成28年度末)	97.2% (平成28年度末)	84人	65人	67人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加）

項目	第4期計画			第5期計画		
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	実績
事業所数	4事業所	0事業所* (平成28年度末)	—	2事業所	2事業所	3事業所

※平成27年度実績においては4事業所中2事業所で3割以上の移行率を達成。

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労定着支援による職場定着率の向上）

項目	第4期計画			第5期計画		
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	実績
職場定着率	—	—	—	80%以上	0%	0%

※第4期計画においては、設定なし。

●目標達成のための方策

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

●令和元年度（第5期2年目）における実績及び今後の方策について

一般就労者数については、前年度実績値と同数であり、就労移行支援利用者数は微増となっている。いずれも前年度と同水準となっており、今後も目標値達成に向け、関係機関との連携をより一層深めていく。

就労定着率については、就労定着支援の利用実績が前年度なかったことから、令和元年度も実績値が0%となったが、令和元年度の利用実績が6名となっていることから、状況把握に努めることとする。

3 第1期いわき市障害児福祉計画の成果目標に係る実績等について

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和2年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

国の基本指針	
①児童発達支援センターの整備	⇒令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	⇒令和2年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制構築
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	⇒令和2年度末までに各市町村に1カ所以上設置
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	⇒平成30年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村に設置

●第1期計画目標値・実績

項目	実績 平成29年度	第1期計画		
		目標値	H30	実績
①児童発達支援センター（整備箇所数）	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②保育所等訪問支援事業所（整備箇所数）	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所
③児童発達支援事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
③放課後等デイサービス事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
④関係機関の協議の場	設置	設置	設置	設置

※各年度末の状況

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育支援部会）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

●令和元年度（第1期2年目）における実績及び今後の方策について

平成30年度に児童発達支援センターが1箇所、保育所等訪問支援事業所が1箇所整備され、全ての目標値が達成された。

児童・療育支援部会内の医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチームにおいて、事業所と支援学校との連携強化を実施し、情報共有を図った。

今後は、平成30年度に抽出した課題の整理や解決策の検討を引き続き行いながら、関係機関とのネットワーク強化などに努める。